

## 仕 様 書

### 1 本件業務の内容及び範囲に関する事項

#### (1) 業務の内容

美里町内の農業集落排水処理施設を適正に維持管理するため、施設の保守点検を行い、機器と水質等について技術的な管理を行うとともに、定期的な機器の保守点検を行う業務である。

#### (2) 適用範囲

本業務は、美里町農業集落排水処理施設を構成する汚水処理施設、管路施設、排水処理施設とその付帯設備に適用するもので、業務については、浄化槽法、水質汚濁防止法、労働安全衛生法、建築基準法、消防法、その他関係省令、農業集落排水処理施設維持管理マニュアル〈平成 28.1 改訂、一般社団法人地域環境資源センター発行〉及びこの仕様書によるものとする。

#### (3) 業務の目的

本業務は、農業集落排水処理施設の適切な運転及び水質管理を行い、処理施設の適正な機能が十分に発揮されるよう、機能維持が図られることを目的とする。

#### (4) 対象施設の概要

別紙「施設概要」のとおり

#### (5) 技術者の配置

##### ① 技術管理者の専任

- ・本業務に従事する技術管理者は、十分な経験を有した者で、浄化槽法及び環境省令で定める資格を有した者を1名以上選任するものとする。
- ・技術管理者と浄化槽管理士の兼務は、妨げないものとする。

##### ② 浄化槽管理士の配置

- ・処理施設維持管理業務に従事する浄化槽管理士については、浄化槽法及び環境省令で定める資格を有する者とする。

##### ③ 技術者の確保

- ・本業務を履行するに当たっては、必要な有資格者及び十分な経験を有する技術者を確保しなければならない。

#### (6) 業務の概要

本業務の概要については、次のとおりとし、詳細については、別紙「特記仕様書」によるものとする。

##### 【処理場維持管理業務】

##### ① 処理施設管理業務

- ・保守点検
- ・技術管理
- ・水質汚泥分析

- ・機械保守点検
  - ・その他業務
- ② 清掃作業立会業務
- ・清掃立会

【管きょ維持管理業務】

- ③ 管路施設点検業務
- ・技術点検
  - ・管路清掃
- ④ 真空ステーション点検業務
- ・年次点検
  - ・日常点検
  - ・脱臭装置材交換
- ⑤ 中継ポンプ点検業務
- ・月巡回点検
- ⑥ 真空弁点検業務（異常時点検）
- ・真空弁点検

(7) 必要経費の負担

受注者は、業務を実施するために必要な経費を負担するものとする。

- ① 業務に必要な機器器具類に要する経費
- ② 作業員の作業服等に要する経費
- ③ 建物等に関する消耗品の経費
- ④ その他業務に付帯する経費

(8) 業務委託外の経費

次の経費は、発注者の負担とする

- ① 運転に係る電気料、水道料
- ② 通報範囲の使用料
- ③ その他業務委託に付帯しない経費

(9) 報告

業務報告は、次によるものとする。

- ① 汚水処理施設等に故障等の異常がある場合には、直ちに町に報告しなければならない。
- ② 緊急連絡体制表及び補修並びに改修が必要と認められるときは、速やかに町に書面をもって報告しなければならない。
- ③ 処理施設管理業務の結果については、四半期ごとに排水処理施設保守点検業務月報により、別表「支払内訳書」の支払い月の翌月10日までに発注者に提出しなければならない。ただし、年度末の最終となる履行月においては、その月の月末までに、発注者に提出しなければならない。

## (10) 提出書類

提出すべき書類及び提出書類の提出時期については、次のとおりとし、事前に発注者と協議し提出するものとする。

- ① 着手届 2部 業務着手前までに提出
- ② 業務工程表 2部 業務着手前までに提出
- ③ 組織表（現場管理及び安全管理等） 2部 業務着手前までに提出
- ④ 技術者等名簿（技術管理者、浄化槽管理士、火元責任者） 2部 業務着手前までに提出
- ⑤ 排水処理施設保守点検業務月報 1部 支払時に提出
- ⑥ 水質分析結果報告書 1部 支払時に提出
- ⑦ 管路施設点検業務報告書（含写真） 1部 業務完了後に提出
- ⑧ 真空ステーション点検業務報告書（含写真） 1部 業務完了後に提出
- ⑨ 真空弁点検業務報告書（含写真） 1部 業務完了後に提出
- ⑩ 中継ポンプ場点検業務報告書 1部 業務完了後に提出
- ⑪ 汚泥成分分析報告書 1部 発注者の指定する日まで提出
- ⑫ 業務完了報告書（年報含む） 1部 業務完了後に提出
- ⑬ その他監督員が必要とするもの 1部 業務完了後に提出

## 2 契約金額の支払期日、支払方法等に関する事項

### (1) 契約金額の支払内訳

別表「支払内訳書」のとおりとする。

### (2) 契約金額の支払

- ① 受注者は、(1)の履行月経過後、遅滞なく1の(10)に基づく業務報告書を発注者に提出しなければならない。
- ② 受注者は、業務報告書の提出後、発注者の定める手続きに従い支払を請求するものとする。
- ③ 発注者は、前項の支払請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払しなければならない。
- ④ 発注者が前項に規定する代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、履行期日時における政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（履行期日時における率とする。以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した遅延利息を受注者に支払う。
- ⑤ 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (3) 消費税及び地方消費税の算定

- ① 消費税額及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額は、別表「支払内訳書」のとおりとする。

- ② 法令の改正により、消費税等の税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税等の額を算定するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

### 3 個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱い及び個人情報の漏えいに関しては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

### 4 災害時等における緊急対応計画に関する事項

受注者は災害時における緊急対応計画を作成し、発注者に提出するものとする。

なお、連絡体制及び出動体制を定めるに当たっては、地元企業との協力体制を図るなど、常に迅速な対応が行えるよう、事前に発注者と協議し定めるものとする。

### 5 その他の事項

#### (1) 安全・衛生の確保

処理場は、多くの機械・電気設備等が設置され、又酸素欠乏や有害ガスの発生が起こるおそれのある箇所が多いため、業務の実施にあたっては、安全の確保に十分に留意しなければならない。

下水中には、種々の細菌や寄生虫が多く含まれるので、衛生には十分に留意しなければならない。

#### (2) 火災の防止

受注者は、火元責任者を選び火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

#### (3) 盗難の防止等

受注者は、現場における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

#### (4) 異常時の対応

① 受注者は、契約後速やかに緊急時の連絡体制等を確立し監督職員に提出しなければならない。

また、処理施設の緊急時警報装置の連絡先についても速やかに変更しなければならない。

なお、これに要した費用については、委託費に含まれるものとする。

② 受注者は、台風・重大事故の緊急事態発生に備え、技術員等を非常招集できる体制を確立しておかななければならない。

③ 受注者は、施設又は稼動状況に異常を発見したとき、速やかに監督職員に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。また、施設又は稼動状況の異常が重大である場合には、監督職員の指示を求めなければならない。

④ 受注者は、監督職員から前項の異常がある旨連絡を受けたときは、遅滞なく現場に赴き、前項の措置をとるものとする。

なお、非常警報装置からの通報も同様とする。

- ⑤ 集中豪雨、台風等の異常気象時は、流入水量、停電、機器異常等の有無を速やかに確認するとともに、運転操作方法等については、監督職員と協議しなければならない。
- ⑥ 点検期間中に機器の損傷及び故障を発見した場合は、軽微なものについて速やかに適正な処置を施すこと。ただし、大幅な修理費用を要するものについては、別途協議するものとする。
- ⑦ 機器の損傷その他不具合事項については、その処置の有無を記載した一覧表を提出すること。
- ⑧ 故障修理をした場合は、故障の原因及び処置等を記入した修理報告書を提出すること。

#### (5) 清掃・整頓

受注者は、業務場所を適宜清掃するとともに、不要な物品等は整理・整頓し、清潔な管理に努めなければならない。

#### (6) 機器の修繕更新等の計画

受注者は、主要機器一覧表を作成し、機器の稼働状況を把握すると共に機器の補修、更新時期を的確に判断し、発注者と協議のうえ異常の回避に努めなければならない。

#### (7) 測定機器

点検に必要な測定機器及び工具類は、すべて受注者の負担で用意しなければならない。

#### (8) 入札方法

委託期間の総額を記載すること。なお、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (9) 入札参加条件

- ① 受注者は、宮城県内に本社（本店）を有すること。
- ② 受注者は、農業集落排水事業における汚水処理施設維持管理実績（JARUS型で計画処理人口501人以上の処理能力を有する施設に限る。）が元請けとして3年以上あること。
- ③ 浄化槽法に規定する技術管理者を1人以上配置できること。

#### (10) その他の事項

- ① 本業務の履行のための業務習熟期間は、契約日より令和6年3月31日までとし、業務内容の把握に努め、遺漏なく契約期間へ移行しなければならない。
- ② 定期巡回時以外においても、発注者が必要と認める時には立ち会うものとする。また、処理施設運転状況、及び修繕等の関係書類作成、積算等が必要な場合には、協力しなければならない。

別 表

## 支 払 内 訳 書

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和6年4月から令和6年6月まで	円	円	円	
令和6年7月から令和6年9月まで	円	円	円	
令和6年9月から令和6年12月まで	円	円	円	
令和7年1月から令和7年3月まで	円	円	円	
合 計	円	円	円	

別紙「施設概要」

No.	地区名称	施設区分	概要
(小牛田地域)			
1	中埜地区	污水处理施設  管路施設	処理方式 JARUS-XI型 計画汚水量 343 m <sup>3</sup> 供用開始年度 平成10年度 計画処理人口 1,270 人 計画処理戸数 362 戸 ※ 機能強化事業 実施済み 流送方式 真空流送方式 (自然流下方式一部あり) 管路延長 13,200 m 真空流送方式区間 9,292 m 自然流送方式区間 3,908 m 真空ステーション 1箇所 3系統 真空ユニット数 211 個 中継ポンプ場(マンホールポンプ) 5箇所
2	荻埜地区	污水处理施設  管路施設	処理方式 JARUS-XI型 計画汚水量 270 m <sup>3</sup> 供用開始年度 平成11年度 計画処理人口 1,000 人 計画処理戸数 207 戸 ※ 機能強化事業 未実施 流送方式 真空流送方式 (自然流下方式一部あり) 管路延長 10,700 m 真空流送方式区間 9,896 m 自然流送方式区間 804 m 真空ステーション 1箇所 3系統 真空ユニット数 161 個 中継ポンプ場(マンホールポンプ) 1箇所
3	平針地区	污水处理施設  管路施設	処理方式 JARUS-XI型 計画汚水量 208 m <sup>3</sup> 供用開始年度 平成12年度 計画処理人口 770 人 計画処理戸数 175 戸 ※ 機能強化事業 未実施 流送方式 真空流送方式 (自然流下方式一部あり) 管路延長 9,300 m 真空流送方式区間 7,265 m 自然流送方式区間 2,035 m 真空ステーション 1箇所 2系統 真空ユニット数 101 個 中継ポンプ場(マンホールポンプ) 1箇所
(南郷地域)			
4	南郷第1地区	污水处理施設  管路施設	処理方式 JARUS-XI型 計画汚水量 659 m <sup>3</sup> 供用開始年度 平成13年度 計画処理人口 2,440 人 計画処理戸数 528 戸 ※ 機能強化事業 未実施 流送方式 真空流送方式 (自然流下方式一部あり) 管路延長 20,400 m

No.	地区名称	施設区分	概要
			真空流送方式区間 16,291 m 自然流送方式区間 4,109 m 真空ステーション 2箇所 3系統 真空ユニット数 274 個 中継ポンプ場（マンホールポンプ） 0 箇所
5	南郷第2地区	汚水処理施設  管路施設	処理方式 JARUS-XI型 計画汚水量 740 m <sup>3</sup> 供用開始年度 平成7年度 計画処理人口 2,740 人 計画処理戸数 558 戸 ※ 機能強化事業 実施中 流送方式 真空流送方式 （自然流下方式一部あり） 管路延長 15,900 m 真空流送方式区間 11,936 m 自然流送方式区間 3,964 m 真空ステーション 1箇所 4系統 真空ユニット数 318 個 中継ポンプ場（マンホールポンプ） 1 箇所
6	南郷第3地区	汚水処理施設  管路施設	処理方式 JARUS-XI型 計画汚水量 459 m <sup>3</sup> 供用開始年度 平成8年度 計画処理人口 1,700 人 計画処理戸数 508 戸 ※ 機能強化事業 実施中 流送方式 真空流送方式 （自然流下方式一部あり） 管路延長 12,700 m 真空流送方式区間 9,689 m 自然流送方式区間 3,011 m 真空ステーション 1箇所 3系統 真空ユニット数 314 個 中継ポンプ場（マンホールポンプ） 0 箇所
7	南郷第4地区	汚水処理施設  管路施設	処理方式 JARUS-XI型 計画汚水量 233 m <sup>3</sup> 供用開始年度 平成8年度 計画処理人口 860 人 計画処理戸数 178 戸 ※ 機能強化事業 未実施 流送方式 真空流送方式 （自然流下方式一部あり） 管路延長 7,600 m 真空流送方式区間 6,737 m 自然流送方式区間 863 m 真空ステーション 1箇所 3系統 真空ユニット数 134 個 中継ポンプ場（マンホールポンプ） 0 箇所